

鹿沼市民情報センター 学習室（空き部屋）等活用事業実施要綱

1 目的

鹿沼市民情報センターの学習室等が空き部屋となって有効活用されていない場合、学生等の学習の場として、提供することを目的とする。

2 学習室開設の手順

- (1) 指定管理者は、翌日の1階・2階の貸部屋状況を確認し、空き部屋が有る場合に学習室（空き部屋）等活用事業として、部屋を開放する。
- (2) 翌日の開放予定を受付に掲示する。(前日) ⇒電話での問い合わせに対応。
⇒情報センターHPに掲載。
- (3) 開放する部屋は、安全管理上1階又は2階に限定する。
- (4) 空き部屋が複数ある場合の選定は、過去の利用状況を鑑み決定する。(テスト期間中などは利用者が増加することを加味)
- (5) 開放可能部屋は、1階研修室(定員30人)、2階学習室1(A)、(B)、(C)(定員各16人)、子育て情報室(A)(定員32人)、子育て情報室(B)(定員30人)とする。

3 開設時間

開放時間は、基本的に17:00~21:00までとし、土日や長期休暇期間中は13:00~21:00とする。

4 対象者

対象者は、学生及び自習を行う者とする。

5 利用方法

- (1) 学習室の利用者は、指定管理者の用意する学習室利用受付簿に『氏名・学校名・連絡先・入館時間・体感時間』を利用者の自署で記載し、管理番号札を受け取ったのち利用する。
- (2) 学習室利用者は、別に定める別紙「学習室利用の皆様へ」に記載されている注意事項を順守することとする。
- (3) 管理番号札を受付に返却することにより、利用を終了するものとする。

※3人掛けテーブルを2人で使用。(教科書・参考書等を広げると3人で使用すると狭小で学習に必要なスペースが十分に確保できないため)